

インボイス制度における免税事業者の登録申請の特例

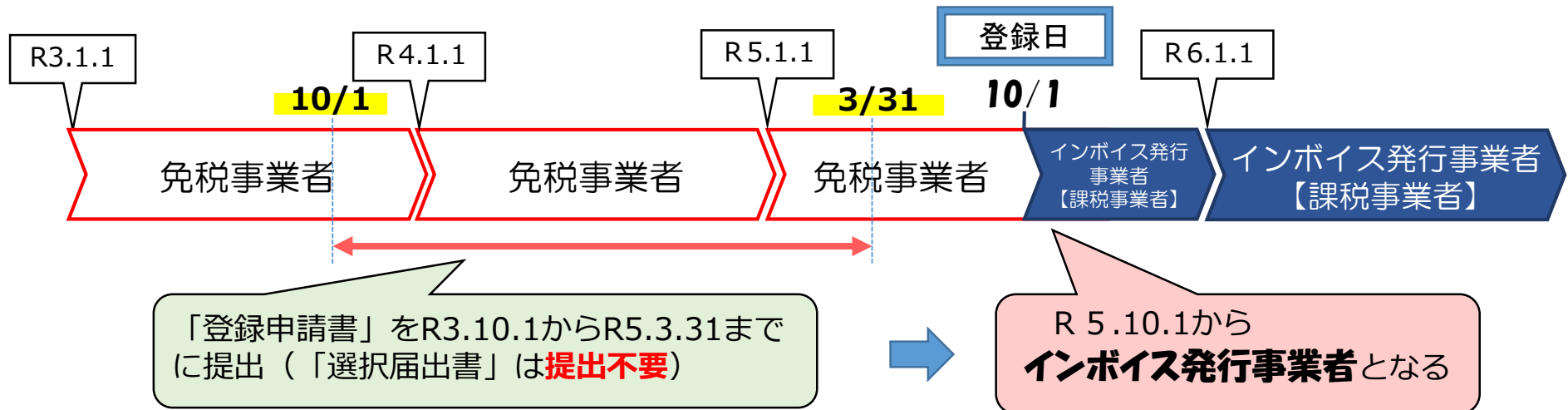
○ 免税事業者がインボイス発行事業者となる場合・・・

原則 ⇒ 登録を受けようとする課税期間（年・事業年度）の開始前に課税事業者選択届出書と登録申請書を提出する必要がある

特例 ⇒ 制度開始の令和5年10月1日に登録を受けようとする場合には、登録申請書のみを令和5年3月31日まで（※）に提出することにより、令和5年10月1日（登録日）からインボイス発行事業者（課税事業者）になることが可能

※ この日までに提出できなかったことにつき困難な事情がある場合には、令和5年9月30日まで

《スケジュールイメージ》 個人事業者の例（特例：R5.10.1から適格請求書発行事業者となる場合）



※ 上記特例と併せて簡易課税の選択をする場合、「消費税簡易課税制度選択届出書」はR5.10.1を含む課税期間未まで提出可能